# 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する省令 （昭和二十五年大蔵省令第百号）

#### 第一条（定義）

この省令において「外国政府」、「不動産」、「取得」及び「賃借」とは、それぞれ外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号。以下「令」という。）に規定する「外国政府」、「不動産」、「取得」及び「賃借」をいう。

#### 第二条（事務の委任）

令第八条の二及び第九条に規定する財務大臣の事務は、財務大臣の委任を受けた財務局長（以下「財務局長」という。）が行うものとする。

#### 第三条（所有者との契約の締結）

令第八条の二第一項前段の規定により、財務局長が不動産の所有者その他の権利者（以下「所有者」という。）と当該不動産の取得又は賃借に関する契約を締結しようとするときは、その契約書に、契約金額、契約物件、登記に関する事項、この省令に規定する対価の支払の方法及び不動産の引渡に関する事項その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。

#### 第四条（外国政府との契約の締結）

前条の規定は、令第八条の二第一項後段及び同条第二項の規定により、財務局長が外国政府と不動産又はこれに関する権利の譲渡又は賃貸に関する契約を締結しようとする場合に準用する。

##### ２

前項の契約書は、英文及び日本文をもつて作成しなければならない。

#### 第五条（歳入歳出外現金出納官吏）

財務局長は、令第九条第四項の規定により当該外国政府の資金、外国政府が日本国政府に支払う対価及び日本国政府が当該不動産の所有者その他の権利者に支払う対価の出納保管等を行わせるため、財務局の職員のうちから、歳入歳出外現金出納官吏（以下「出納官吏」という。）を命じなければならない。

##### ２

出納官吏は、この省令に規定する場合の外は、出納官吏の事務に関する他の財務省令の規定によりその事務を行わなければならない。

#### 第六条（邦貨による対価の受領及び支払）

外国政府が譲渡又は賃貸を受けた不動産又はこれに関する権利の対価を邦貨（日本国政府の認める外国通貨を交換した邦貨をいう。以下同じ。）で直接出納官吏に支払おうとするときは、出納官吏は、所有者の立会を求め、外国政府からその対価を受領し、直ちにこれを所有者に支払わなければならない。

#### 第七条（預託金払込告知書による対価の受領及び支払）

外国政府が対価を邦貨で支払おうとする場合において、出納官吏が前条の措置をとることができないときは、出納官吏は、外国政府に別紙書式による預託金払込告知書を交付して、その預託金を取り扱う日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に対価を払い込ませることができる。

##### ２

日本銀行は、前項の規定により対価の払込を受けたときは、外国政府に対し領収証書を交付し、且つ、出納官吏に対し領収済の通知をしなければならない。

##### ３

出納官吏は、日本銀行から領収済の通知を受けたときは、所有者から対価の請求書を提出させ、日本銀行を支払人とする記名式持参人払の小切手を振り出し、これを当該所有者に交付しなければならない。

##### ４

日本銀行は、前項の規定による記名式持参人払の小切手の提示を受けたときは、当該出納官吏の預託金からその支払をしなければならない。

#### 第八条

日本銀行は、前条の規定による預託金の受払については、前渡資金の預託金の受払の例に準じて取り扱わなければならない。

#### 第九条（小切手による対価の受領及び支払）

第六条及び第七条の規定は、外国政府が対価を邦価表示の小切手で支払おうとする場合に準用する。

#### 第十条（貿易特別会計に対する支払の請求）

財務局長は、令第九条第二項の規定により当該外国政府が貿易特別会計に対し有していた債権で、同特別会計の廃止に伴い一般会計に対する債権となつたものを取り立てようとする場合には、一般会計の当該官署支出官に支払の請求をしなければならない。

#### 第十一条（不動産の引渡）

財務局長は、当該外国政府から対価の支払を受けたとき又は当該外国政府が貿易特別会計に対し有していた債権で、同特別会計の廃止に伴い一般会計に対する債権となつたものを取り立てたとき以後でなければ、当該不動産又はこれに関する権利を当該外国政府に引き渡してはならない。

#### 第十二条（報告及び記録）

財務局長は、外国政府に対し、不動産又はこれに関する権利の譲渡又は賃貸をしたときは、その都度、当該契約の内容並びに契約の締結及び履行の状況を、遅滞なく財務大臣に報告するとともに、当該譲渡又は賃貸について、所要の記録を備えておかなければならない。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二六年三月三一日大蔵省令第一四号）

この省令は、昭和二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

# 附　則（平成一七年三月三〇日財務省令第二二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、予算決算及び会計令等の一部を改正する政令の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

#### 第五条（証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部改正に伴う経過措置）

この省令の施行前に行ったこの省令の規定による改正前の各省令の規定による歳入の徴収及び支出に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

# 附　則（令和元年五月七日財務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

# 附　則（令和元年六月二四日財務省令第九号）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。